

## 2026年度 エッコロ基金助成要綱

### 1. 基金の目的

エコロ基金は、生活クラブ生活協同組合の目指す地域福祉のための「福祉基金」とし、福祉活動に携わる非営利団体・グループ・及び個人の活動を経済的に支援します。

生活クラブ生活協同組合では、地域で豊かに暮らし続けるために、お互いに支えあう仕組みとして、月 100 円の会費を払い加入するエコロ制度を設けています。

今まで積み立ててきたエコロ基金より、福祉に関わる団体・個人に助成金として経済的支援を行います。このことをきっかけに、安心して暮らし続けられるまちづくりが広がり、地域の中でのつながりを深められることを期待しています。

**生活クラブが目指す地域福祉とは**

一人ひとりに寄り添い、誰もが安心して地域社会で「生きる場」が持てる社会

### 2. 助成対象

生活クラブが目指す地域福祉に取り組む、活動エリアが埼玉県内の非営利活動団体、個人

※団体、個人に組合員が所属していなくても可

### 3. 助成対象となる活動期間

2026年4月1日～2027年3月31日

### 4. 募集期間

1)活動支援コース 2025年9月1日(月)～2025年12月19日(金)

2)設立支援コース 2026年4月1日(水)～2026年12月18日(金)

### 5. 助成対象となる活動と助成金額

#### 1)助成対象となる活動

地域福祉を豊かにする活動、誰もが暮らしやすい社会をつくる助けとなる活動に支援します。

例:こども食堂、多様な居場所、学び支援、子育て支援、日常生活支援など。

#### 2)助成金額

①活動支援コース 1件につき上限 12 万円

総額 144 万円 ( 6 ブロック 2 団体めやす)

日々の困りごとの手助けになればと設立しました。少しでも多くの団体、個人に行きわたり、活動を見守りたいと考えています。

②設立支援コース、上限 50 万円 1 回のみ

これから立ち上げしようとしている団体、個人に対して支援します。

※既存団体、個人でも新規で対象の活動を立ち上げる場合は助成対象となります。

## 6. 助成条件:

- 1) 組合員の推薦が必要です。推薦文、申請書を支部で確認します。  
※活動メンバー以外の組合員推薦が必要です。
- 2) 支部と相互に活動情報を共有すること
- 3) ホームページ、広報物等に「生活クラブ生協・エコロ基金助成活動」である旨を記載下さい。
- 4) 活動期間終了後、速やかに(2ヶ月以内)報告書を提出下さい。  
※他の助成を受けていても申請可能です。

## 7. 対象外となる経費

寄付、交際費、講師への手土産代、公共交通機関で移動可能な場合のタクシー代など

## 8. 提出書類

- 1) エッコロ基金助成申請書、組合員推薦書  
※さらに詳しい書類の提出を求める場合や聞き取りをする場合があります。
- 2) 団体、個人のパンフレット等広報物(任意です)  
※提出いただいた書類は返却できません。

## 9. 審査基準

- 1) 地域福祉への貢献度や広がり
- 2) 定期的な開催を計画していること
- 3) 助成後も生活クラブと情報交換等の意思があること
- 4) 年内活動計画と適正な年間予算案があること
- 5) 応援したいと共感できる団体、個人

## 10. 選考方法

- ・エコロ委員会にて選考、公開審査とします。
  - ・団体、個人によるプレゼンテーション
- ※審査の採否に関するお問合せには応じられません。

## 11. 審査スケジュール

### 1) 活動支援コース

- ・書類提出〆切 2025年12月19日(金) 生活クラブ福祉推進部着  
エコロ委員会にて団体、個人によるプレゼンテーション 2026年1月28日(水)
- ・助成金の支払い 2026年4月1日(水)

### 2) 設立支援コース

- ・2026年4月1日(水)より、随時受け付けます。  
最終〆切 2026年12月18日(金) 生活クラブ福祉推進部着
- ・エコロ委員会にて団体、個人によるプレゼンテーション 書類受領後、日程を確定しお伝えします。

・助成金の支払い 助成確定後速やかに指定口座に振り込みます。

※助成金は年度内の使用に限ります。

※申請書、推薦書共に事前に支部確認が必要になります。スケジュールに余裕をもって作成願います。

#### 12. 報告書の提出 助成終了後 2 か月以内に報告書を提出して下さい。

報告書の最終提出〆切、2027 年 5 月 28 日（金）（生活クラブ福祉推進部着）

※事前に支部確認が必要となります。

委員会による取材をします。生活クラブ生協の機関紙等に公開します。

#### 13. 助成金の返還

・活動の執行後、助成額との差額(不要金)が残った場合は、ご返金ください。(手数料はご負担ください)

・助成決定後、活動の執行内容及び支援に関する活動を変更・中止する場合や、団体の代表者や所在地に変更が生じた場合は、その都度エコロ委員会に届け出てください。届け出なく変更された場合及び審査基準に反した場合は、助成金の返還を求めます。

#### 14. 助成金申請書の送付及びお問い合わせ先

〒333-0857 埼玉県川口市小谷場 206

生活クラブ生活協同組合・埼玉 福祉推進部「2026 年度エコロ基金助成」宛て

TEL:048-424-2763 (月～金 9:00～17:30) 担当者:菊地、穴澤